

敦賀市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、工事監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

工事監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく工事監査

3 監査の対象

- (1) 工事件名 敦賀市庁舎建設工事
- (2) 所管課 総務部契約管理課（新庁舎整備室）
建設部住宅政策課

4 監査の範囲

令和2年度施工中の敦賀市庁舎建設工事（建築工事及び電気・機械工事）

5 監査の実施内容

監査対象工事に関する事務及び工事の設計、施工、監理などが適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

なお、技術的な調査については、協同組合総合技術士連合に技術調査業務を委託し、技術士が専門的見地から設計図書等による調査及びオンライン形式により関係職員等から説明を聴取する形で調査を行い、その意見を参考にした。

6 監査の期間

令和2年12月24日から令和3年3月18日まで

- (1) 監査委員による書類監査 令和3年2月10日
- (2) 技術士による技術調査（オンライン形式） 令和3年2月26日

7 監査の着眼点

- (1) 工事の計画は妥当であるか。
- (2) 目的に適合した設計となっているか。
- (3) 積算は適正に行われているか。
- (4) 入札及び契約は適正に行われているか。
- (5) 施工及び工事監理は適正に行われているか。
- (6) 検査は適切に行われているか。

8 監査の結果

監査対象工事に関する事務及び工事の設計、施工、監理等については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、協同組合総合技術士連合の技術士による所見は、別紙報告書のとおりである。